

# 人身安全関連事案対策実施要綱の制定について

平成31年3月29日  
例規（生総・少・刑総・捜一・府民）第44号

（最近改正 令和4年3月31日例規（務）第47号）

この度、別記のとおり人身安全関連事案対策実施要綱を制定し、平成31年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」（平成28年1月22日例規（生総・刑総・捜一・府民）第2号）は廃止する。

## 別記

### 人身安全関連事案対策実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、人身安全関連事案についての対策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この例規通達において「人身安全関連事案」とは、次に掲げる事案その他の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案をいう。

- (1) ストーカー事案（ストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程（平成29年訓令第17号）第3条第8号に規定するストーカー事案をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者からの暴力事案（配偶者からの暴力事案に係る対応要領（平成14年12月18日例規（生総・府民・地総・刑総）第104号）第2に規定する配偶者からの暴力に係る事案をいう。以下同じ。）
- (3) 交際相手等からの暴力的事案（交際相手等からの暴力的事案対応要領（令和3年3月5日例規（生総・府民・地総・刑総）第14号）第2の(2)に規定する交際相手等からの暴力的事案をいう。以下同じ。）
- (4) 行方不明事案（行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国公委規則第13号）第2条第1項に規定する行方不明者に係る事案をいう。）
- (5) 児童虐待事案（大阪府警察児童虐待対策推進要領（平成13年12月26日例規（少・府民・地総・地域・刑総・捜一）第253号）第2の(3)に規定する児童虐待事案をいう。）
- (6) 高齢者虐待事案（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待に係る事案をいう。）
- (7) 障害者虐待事案（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待に係る事案をいう。）

#### 第3 基本方針

##### 1 被害者等の安全の確保

人身安全関連事案の対処に当たっては、認知の段階から関係部門が連携し、迅速かつ的確な対応により、被害者、親族、関係者及び事件等の被害に遭っているおそれのある行方不明者（以下「被害者等」という。）の安全を確保し、更なる被害の防止に努めるものとする。

##### 2 積極的な強制捜査

人身安全関連事案については、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、加害者との関係、必要性等を考慮し、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、積極的に強制捜査を行うものとする。

#### 第4 対策本部

##### 1 設置

警察本部に、人身安全関連事案総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

##### 2 任務

対策本部は、人身安全関連事案について、被害者等の保護及び支援、加害者の検挙等の対策を

効果的に推進することを任務とする。

### 3 構成

- (1) 対策本部は、対策本部長、対策副本部長、幕僚、対策本部員及び対策班をもって構成する。
- (2) 対策本部長、対策副本部長、幕僚及び対策本部員は、別表第1のとおりとする。
- (3) 対策班の種別は、初動対処班、事案対処班、事件捜査班、被害者支援班、機動捜査班、通信指令班及び警戒・警ら班とし、各班の班長及び班員は、別表第2のとおりとする。

### 4 運営

- (1) 対策本部長は、対策本部の事務を総括する。
- (2) 対策副本部長は、対策本部の設置及び運営に関し、対策本部長を総括的に補佐する。
- (3) 対策本部長は、必要の都度、対策副本部長、幕僚、対策本部員を招集し、議事を主宰する。この場合において、必要があると認めるときは、対策本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (4) 対策班は、対策副本部長の命を受け、初動対処班及び事案対処班を中心に、各班連携して、警察署に対する人身安全関連事案に関する支援を行うものとする。

### 5 庶務

対策本部の庶務は、生活安全総務課人身安全対策室（以下「人身安全対策室」という。）において行う。

## 第5 警察署における体制

### 1 事案対処責任者

- (1) 警察署に人身安全関連事案対処責任者（以下「事案対処責任者」という。）を置く。
- (2) 事案対処責任者は、警察署長をもって充てる。
- (3) 事案対処責任者は、警察署における人身安全関連事案の対処を統括するものとする。

### 2 事案対処副責任者

- (1) 警察署に人身安全関連事案対処副責任者（以下「事案対処副責任者」という。）を置く。
- (2) 事案対処副責任者は、生活安全課長及び刑事課長（大阪水上警察署及び関西空港警察署にあっては生活安全刑事課長とし、執務時間外にあっては当直管理責任者とする。）をもって充てる。
- (3) 事案対処副責任者は、事案対処責任者の指揮を受け、人身安全関連事案の対処を効果的かつ適切に遂行するものとする。

### 3 事案対処担当者

- (1) 警察署に人身安全関連事案対処担当者（以下「事案対処担当者」という。）を置く。
- (2) 事案対処担当者は、生活安全課員及び刑事課員（大阪水上警察署及び関西空港警察署にあっては、生活安全刑事課員）のうちから必要な人員を事案対処責任者が指定する。
- (3) 事案対処担当者は、事案対処副責任者の指揮を受け、被害者等の保護及び支援、加害者の検挙等に当たるものとする。

## 第6 対処要領

### 1 相談の対応時における共同聴取等

- (1) 人身安全関連事案に係る相談の対応に当たっては、被害者等がより話しやすい環境の確保に努めるものとし、人身安全関連事案の危険性・切迫性及び事件化のための判断を的確に行うため必要と認められる場合は、生活安全部門と刑事部門の事案対処担当者が共同で聴取を行うものとする。ただし、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案及び交際相手等からの暴力的事案については、原則共同で聴取を行うこと。
- (2) 被害者等に対しては、警察において執り得る措置、自衛手段等必要な事項を教示するものとする。
- (3) 被害者の親族の協力が必要と認められる場合は、当該親族に対しても警察の執り得る措置等について教示し、当該親族の協力を得るよう努めるものとする。

### 2 認知時の速報

- (1) 警察署員は、人身安全関連事案を認知したときは、事案対処責任者に速報するものとする。
- (2) 前記(1)による速報を受けた事案対処責任者は、別途通知するところにより対策副本部長（人身安全対策室）宛てに速報するものとする。

### 3 対処方針等の決定

- (1) 事案対処責任者は、被害者等から聴取した具体的な情報、大阪府警察府民生活安全支援総合システム運用要領（平成27年3月27日例規（生総・サ対・保・少）第35号）第2に規定する府民生活安全支援総合システム、大阪府警察広聴相談管理業務実施要領（平成23年12月22日例規（府民）第72号）第2の1に規定する広聴相談管理業務等により大阪府警察が管理している情報及び関係機関が保有する情報並びに対策班の助言等から、人身安全関連事案の危険性・切迫性及び事件化の可否を判断し、当該人身安全関連事案の対処方針及び対処体制を決定するものとする。
- (2) 前記1の(1)により共同で聴取した人身安全関連事案については、生活安全部門と刑事部門の事案対処担当者を共同で対処に当たらせることができる。
- (3) 急訴事案等で刑事課において認知した事件で人身安全関連事案と認められるものについては、生活安全部門の事案対処担当者に被害者の保護措置等の対処に当たらせることができる。
- (4) 事案対処責任者は、事案の対処方針及び対処体制を決定し、又は変更したときは、別途通知するところにより対策副本部長（人身安全対策室）宛てに報告するものとする。

### 4 保護措置等

- (1) 事案対処責任者は、被害者等の生命等の危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合等は、対策班、関係警察署等と連携した即応態勢を確立し、被害者等の保護措置を講ずるものとする。
- (2) 被害者等の生命等の危険性・切迫性が認められる場合は、前記(1)の保護措置と併せて人身安全関連事案の加害者に対する検挙措置等により加害行為の防止を図るものとする。  
なお、事件化が困難な場合には、事情聴取、指導、警告等（以下「警告等」という。）必要な措置を執るものとする。
- (3) 加害者への対応には、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - ア 被害者等の安全が確保されているかどうかを常に念頭に置くこと。特に事件化又は加害者に対する警告等の措置の後については、加害者の再犯性、報復のおそれ等を考慮し、被害者等の保護措置の万全を図ること。
  - イ 可能な限り加害者の現状を把握した上で対応の時期及び方法を決定すること。

### 5 対処後の事案把握

事案対処責任者は、認知した人身安全関連事案については、当初必要と判断した措置の完了をもって安易に解決と判断せず、継続的な把握に努めるものとする。  
なお、特異な状況を把握した場合は、速やかに対策副本部長（人身安全対策室）宛てに報告するものとする。

## 第7 関係場所が複数都道府県にわたる事案への対応

### 1 他の都道府県警察との連絡体制

人身安全関連事案に関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、初動対処班又は事案対処班が関係する都道府県警察との連絡を行うものとする。この場合においては、大阪府内の関係警察署との連絡体制を確立させておくこと。

### 2 被害者等の立場に立った対応

他の都道府県警察が管轄する区域内における人身安全関連事案に係る被害の届出の申出があったときは、被害者の利益及び便宜を十分に考慮して、当該都道府県警察と連絡を取った上で被害届を受理する等適切に対応するものとする。

## 第8 関係機関との連携

人身安全関連事案の兆候をいち早く把握し、被害の予防・拡大防止を図るため、平素から関係行政機関、民間団体、学校等と緊密な関係を確保しておくものとする。

## 第9 被害者情報の取扱い

被害者に関する情報が記載されている関係書類の取扱いには、十分に配慮するものとする。また、被害者等の居所、避難先等の情報が加害者に察知、推察されることのないよう、事案対処時の言動には十分に配慮すること。

## 第10 教養の徹底

所属長は、所属職員に対して、人身安全関連事案に対する的確な対処要領等について教養を徹底

するものとする。

別表第 1

対策本部長	副本部長
対策副本部長	生活安全部長 刑事部長
幕僚	総務部長 警務部長 地域部長 交通部長 警備部長
対策本部員	総務部参事官（総務課長） 警務部参事官（警務課長及び高度情報推進局長） 生活安全部参事官 地域部参事官 刑事部参事官（組織犯罪対策本部長を除く。） 交通部参事官 警備部参事官（空港危機管理を担当する警備部参事官を除く。） 府民応接センター所長 サイバーセキュリティ対策課長 生活安全総務課長 人身安全対策官 府民安全対策課長 サイバー犯罪捜査課長 少年課長 児童虐待対策官 通信指令室長 第一方面機動警ら隊長 第二方面機動警ら隊長 第三方面機動警ら隊長 鉄道警察隊長 刑事総務課長 捜査第一課長 刑事部理事官（児童虐待・特殊事件捜査） 捜査共助課長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警備第一課長 第一方面本部副方面本部長 犯罪対策戦略本部副本部長

別表第 2

班の種別	班長	班員
初動対処班	人身安全対策官	人身安全対策室員
事案対処班	人身安全対策官	人身安全対策室員
	児童虐待対策官	児童虐待対策室員
	犯罪対策戦略本部副本部長	犯罪対策戦略本部員
	サイバーセキュリティ対策課長	サイバーセキュリティ対策課員
事件捜査班	刑事部理事官（児童虐待・特殊事件捜査）	捜査第一課員

被害者支援班	府民応接センター所長	府民応接センター員
機動捜査班	機動捜査隊長	機動捜査隊員
通信指令班	通信指令室長	通信指令室員
警戒・警ら班	第一方面機動警ら隊長	第一方面機動警ら隊員
	第二方面機動警ら隊長	第二方面機動警ら隊員
	第三方面機動警ら隊長	第三方面機動警ら隊員
	鉄道警察隊長	鉄道警察隊員